

明石市立文化博物館のあり方検討会の設置及び 次期指定管理者候補者の選定について

市立文化博物館(以下、「館」という。)は、歴史、民俗等に対する市民の理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び振興に資するため、1991年(平成3年)に開館しました。

2007年(平成19年)度に指定管理者制度を導入したあと、2016年(平成28年)度からは、本市の歴史や民俗等の調査・研究業務については、市が主導して行う、業務分割方式による指定管理者制度に変更し、管理運営を行っております。

現在、館の運営を行っている指定管理者の指定期間が2024年度末に満了を迎えることから、次期指定管理者候補者の選定を行うことにあわせて、館のあり方について検討を行ってまいります。

1 館のあり方検討会の設置

(1) 検討内容

開館から既に30年以上が経過し、施設の老朽化をはじめとした様々な課題が生じていることから、このたび、館のあり方を検討する組織を立ち上げ、主に以下の点について検討を行います。

- ① 館の機能と役割について
- ② 常設展示室のリニューアルについて
- ③ 施設スペースの有効活用について
- ④ 計画的な修繕について など

(2) 検討組織の概要

文化芸術や歴史文化の専門家、学識者、観光関係者、文化施設運営者等の6名程度の委員構成を予定

(3) 検討スケジュール

時 期	内 容
2024年5月～ 2025年8月	全5回程度の検討会を予定
2025年9月	議会へ検討結果の報告
10月～	検討結果を次期指定管理者の指定期間(2025年4月～2028年3月)終了後の管理・運営体制に反映できるよう準備

2 次期指定管理者候補者の選定について

市民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るとともに、本市の歴史や文化に関する調査・研究体制をより一層充実させるために、現行の業務分割方式による指定管理制度を継続し、次の通り、次期指定管理者候補者の選定を行います。

(1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、調査・研究部門を除いて、民間企業のノウハウ等の導入により、市民サービスの向上と経費の削減等が期待できるため、公募により指定管理者を募集するものとし、選定委員会を設置して指定管理者候補者を選定します。

(2) 指定期間

館のあり方検討会の検討結果をすみやかに反映させるため、3年間とします。

(3) 利用料金制

特別展における企画・PR等の努力により観覧料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待できることから、引き続き利用料金制を採用します。

(4) 選定スケジュール

時 期	内 容
2024 年 5 月～6 月	第 1 回選定委員会（選定方法・募集要項の検討）
6 月～8 月	募集要項の公表・募集・説明会の開催 応募申請書受付
9 月～10 月	第 2 回選定委員会（指定管理者候補者の書類審査） 第 3 回選定委員会（指定管理者候補者の面接審査・選定）
10 月～11 月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
12 月	指定議案の提出（2024 年 12 月議会）
2025 年 1 月	指定の通知及び告示・公表
2 月	基本協定の締結
3 月	事務引継ぎ（現指定管理者 → 次期指定管理者）
4 月	次期指定管理者による管理運営業務の開始